

処分基準（公表用）

様式第4号  
所管課 水産課

法令名	漁業法			法令番号	昭和24年法律第267号		
手続名	漁業関係法令違反等による漁業権の取消し、行使の停止			根拠条項	第92条第2項		
処分基準	<p>知事は、漁業権者が下記の場合に該当することとなったときは、その漁業権を取り消し、又はその行使の停止を命ずることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 漁業に関する法令の規定に違反したとき</li> <li>・ 法第九十一条第二項の規定による勧告に従わないとき</li> </ul>						
	対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与 公開による意見の聴取	処理機関	水産課	交付機関	水産課	目次